

不登校対策の推進 について

令和7年度市町村教育委員会教育長・教育委員研修会

令和8年1月21日(水)



沖縄県教育庁 義務教育課

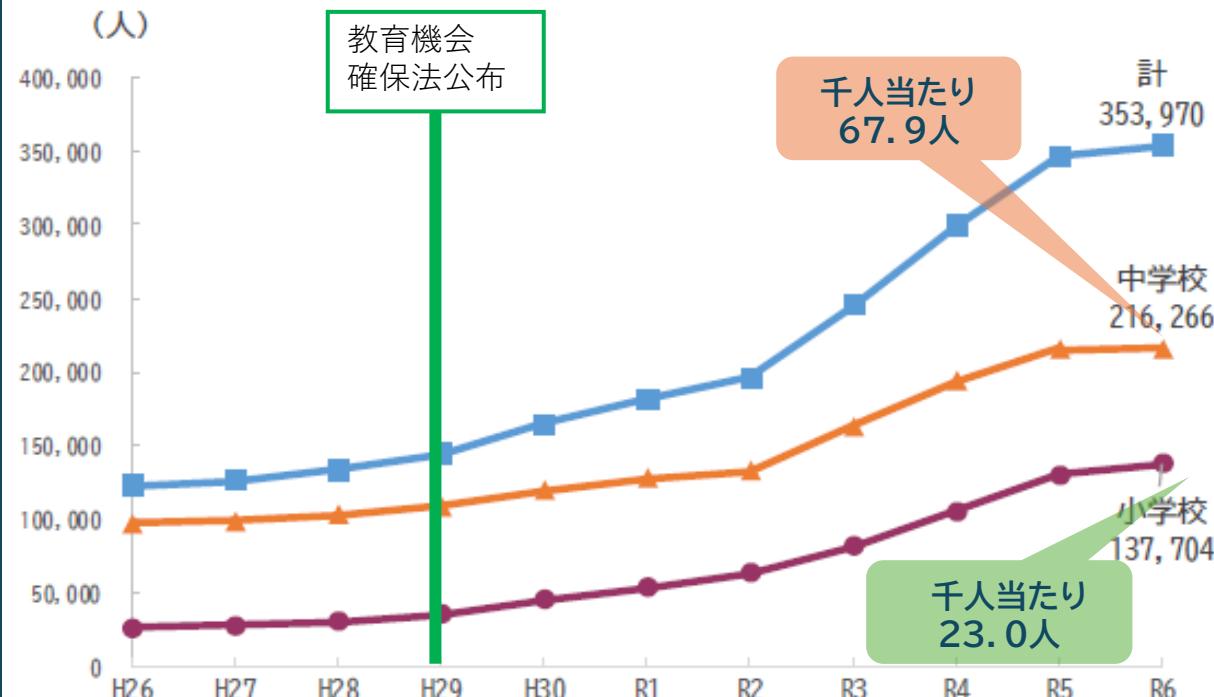
説明内容

- 1 不登校の現状と背景等
- 2 国が示している不登校対策
- 3 県が行っている不登校対策・支援
- 4 今後の方針性(検討事項等)

1 不登校の現状と背景等

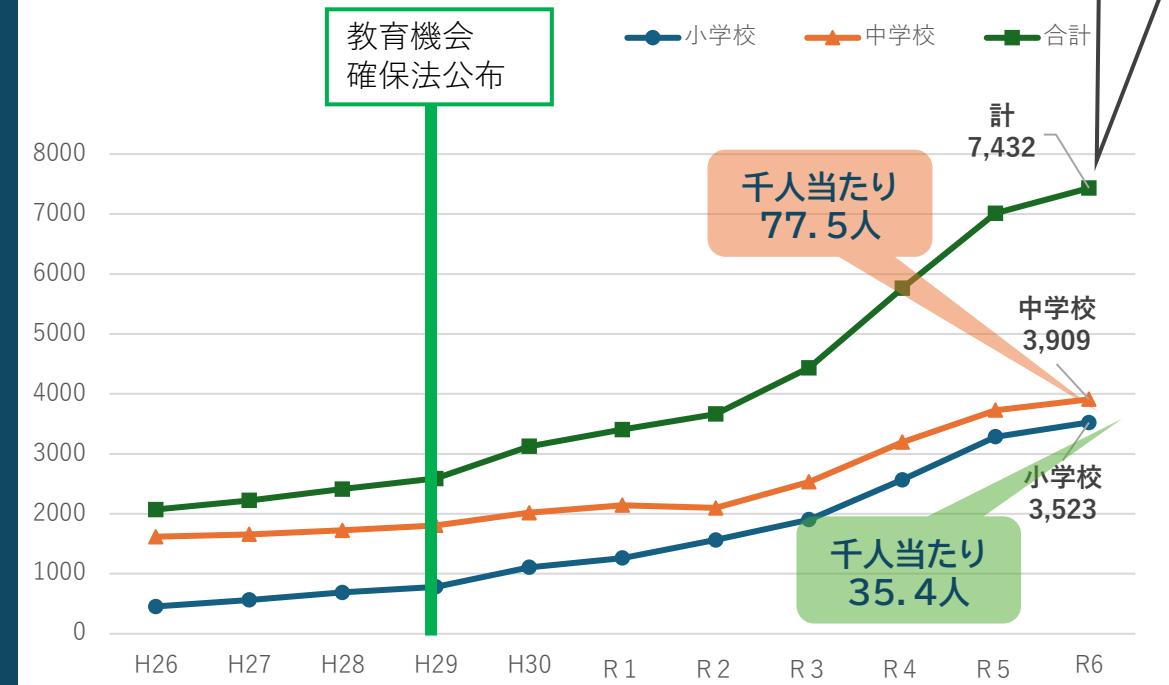
① 不登校児童生徒数の推移(全国比較)

不登校児童生徒数の推移 (全国)



令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要

不登校児童生徒数の推移 (国公私立) 沖縄県



令和6年度 沖縄県 不登校児童生徒数の推移状況

令和6年度は小中学校ともに増加率が低下
(沖縄県)

| R4 | R5 | R6 |
|-------|-------|------|
| 29.9% | 21.7% | 6.0% |

② 不登校児童生徒の推移(増加の背景等)

増加の背景

令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要

- ◆児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透等による保護者に対する意識の変化。
- ◆コロナ禍以降の保護者や児童生徒に対する意識の変化。
- ◆特別な配慮を必要とする児童生徒に対する早期からの適切な指導・必要な支援に係る課題。
- ◆生活リズムの不調等を抱える児童生徒に対する指導・支援に係る課題。

令和6年度 増加率が低下した背景(全国小中)

令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要

・不登校児童生徒数は過去最多

R5:346,482人

R6:353,970人

・増加率は低下

R5:15.9%

R6: 2.2%



増加率が低下した背景

- ・チーム学校による丁寧なアセスメントや個々の児童生徒に応じた学習支援の充実
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を有する人材の活用
- ・校内外の教育支援センターの設置をはじめとした多様な学びの場や保護者への相談支援や情報提供の充実など

2 国が示している不登校対策

① 不登校児童生徒について把握した事実(全国小中)

- 学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。(30.1%)
- 生活リズムの不調に関する相談があった。(25.0%)
- 不安・抑うつの相談があった。(24.3%)
- 学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。(15.6%)
- いじめの被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。(13.2%)

令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果

CO CO LO プラン

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

- 不登校特例校の設置促進
(⇒「学びの多様化学校」に名称変更)
- 校内教育支援センター
(スペシャルサポートルーム等)の設置促進
- 教育支援センターの機能強化
- 高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障
- 多様な学びの場、居場所の確保

2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

- 1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進(健康観察にICT活用)
- 「チーム学校」による早期支援
(教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等が専門性を発揮して連携。こども家庭庁とも連携しつつ、福祉部局と教育委員会の連携を強化)
- 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援
(相談窓口整備。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関等と連携し、保護者を支援)

3. 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

- 学校風土を「見える化」
- 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善
- いじめ等の問題行動に対しては毅然とした対応を徹底
- 児童生徒が主体的に参加した校則等の見直しの推進
- 快適で温かみのある学校としての環境整備
- 障害や国籍言語等の違いに関わらず、色々な個性や意見を認め合う共生社会を学ぶ場に

③不登校児童生徒の多様な学びの場について

不登校児童生徒に係る特別の教育課程に関する現状・課題と検討事項(令和7年10月7日教課程部会WG資料1)

不登校児童生徒の多様な学びの場

不登校児童生徒の**多様な学びの場を整備**するため、校内教育支援センター支援員の配置充実、学びの多様化学校における特別の教育課程に基づく学習、不登校児童生徒の欠席中の学習を成績評価の対象とするなどの取組を促進

○学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒



校内教育支援センター

学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋。

○家から出ることができるが、在籍する学校に行くことができない児童生徒



学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)

※令和5年8月31日に不登校特例校から名称を変更。

特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校。通常の学校より授業時数を少なくしたり、体験活動や探究的な学習を充実させたりするなど、弾力的な教育課程の下、興味や関心に応じた柔軟な学びを行う。

○家から出ることができるが、学校に行くことができない児童生徒



教育支援センター

各地域の教育委員会が開設しており、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行っている。

民間団体等

在籍校や教育委員会と連携しながら、学習や体験活動等に取り組む。

○家から出ることができない児童生徒



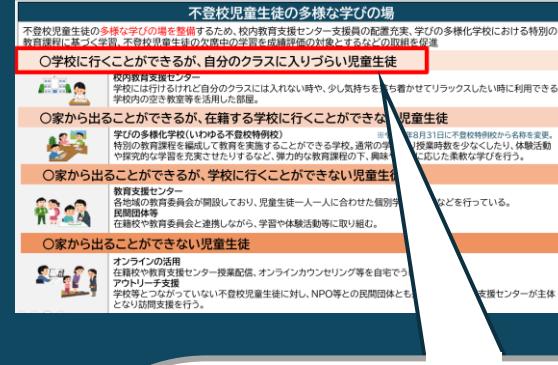
オンラインの活用

在籍校や教育支援センター授業配信、オンラインカウンセリング等を自宅でうける。

アウトリーチ支援

学校等とつながっていない不登校児童生徒に対し、NPO等との民間団体とも連携しつつ、教育支援センターが主体となり訪問支援を行う。

3 県が行っている不登校対策・支援



県が行っている不登校対策・支援

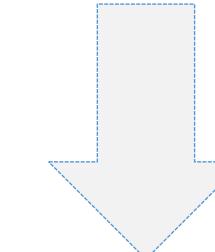
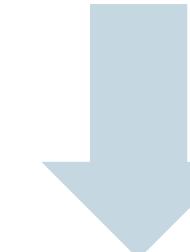
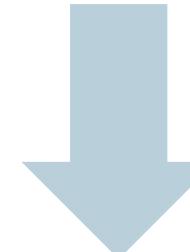
○学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒



校内教育支援センター

学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋。

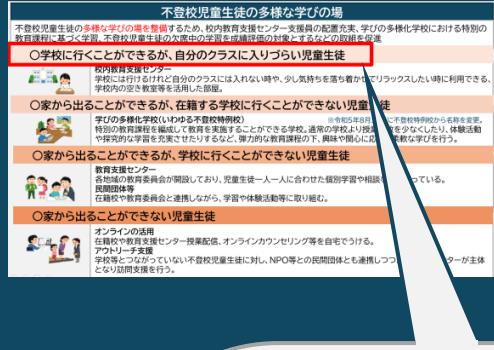
児童生徒のペースに合わせて学習のサポートを受けたり相談に乗ってもらったりすることができる。



◆スクールカウンセラー・
スクールソーシャルワーカー等
配置事業

◆校内自立支援室事業

◆学習不安等に対する新
たな取組の検討が必要



スクールカウンセラーについて

*学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒に向けた支

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等配置事業

義務教育課

学校に児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラーを配置する。スクールカウンセラーは、児童生徒の心のケアやカウンセリング、保護者や学校職員に対して、基本的な児童理解や教育相談の在り方等について、助言・援助を行う。

このような活動を通して、不登校やいじめ、その他問題行動の未然防止、早期発見及び早期対応を図る。

保護者



*子供への接し方等についての 助言・援助

助言・援助

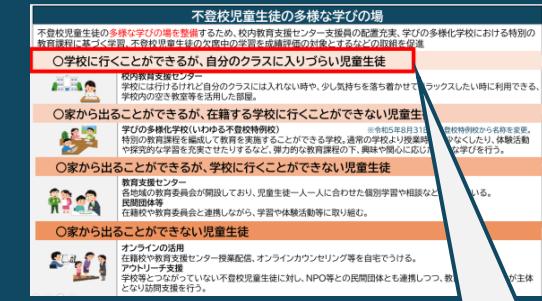


児童生徒への相談

学校職員

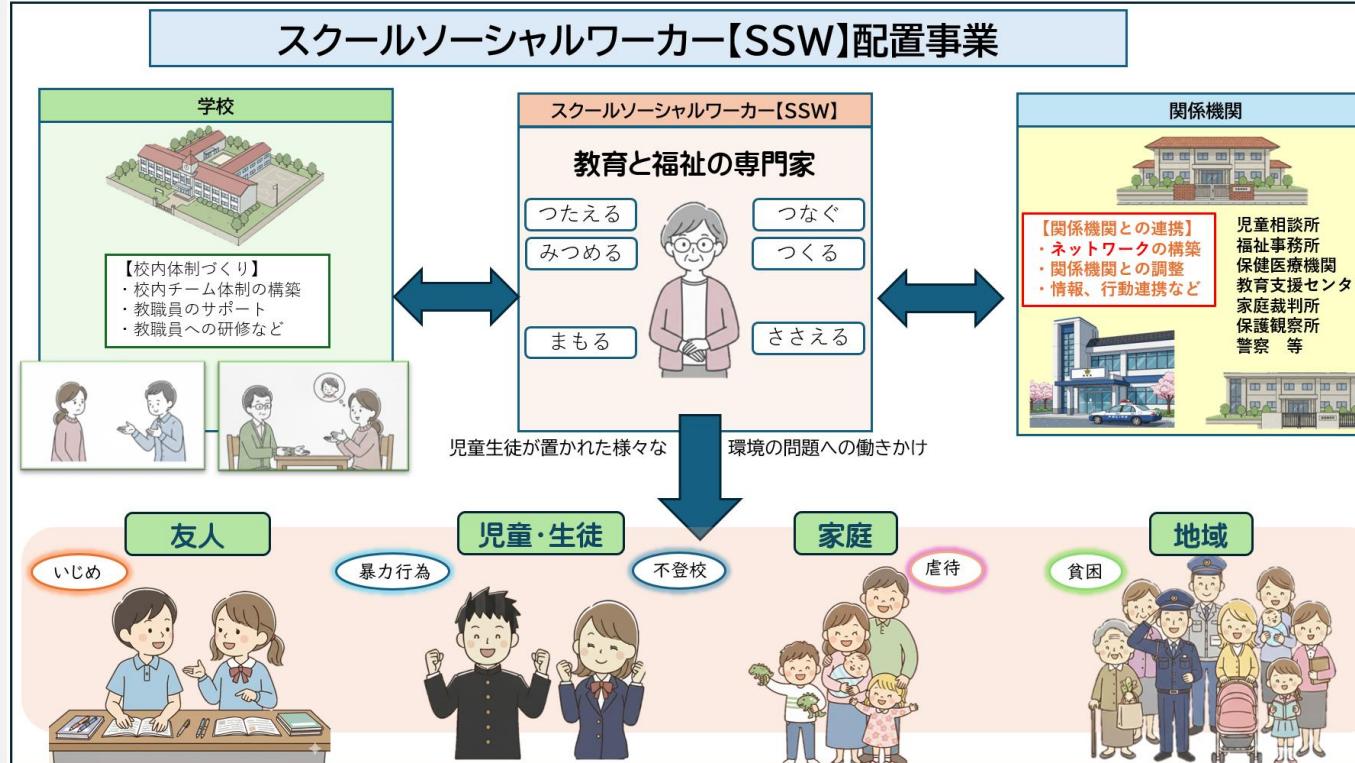


- * 子供への接し方等についての助言・援助
- * 研修会等におけるカウンセリング技法等の助言・援助



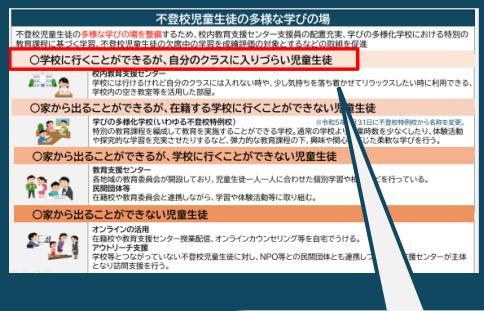
👉スクールソーシャルワーカーについて

*学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒に向けた支援



SSWの主な職務内容

- 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- 福祉機関等の関係機関・団体とのネットワークの構築、連携・調整
- 学校内におけるチーム体制の構築・支援
- 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- 教職員等への研修活動



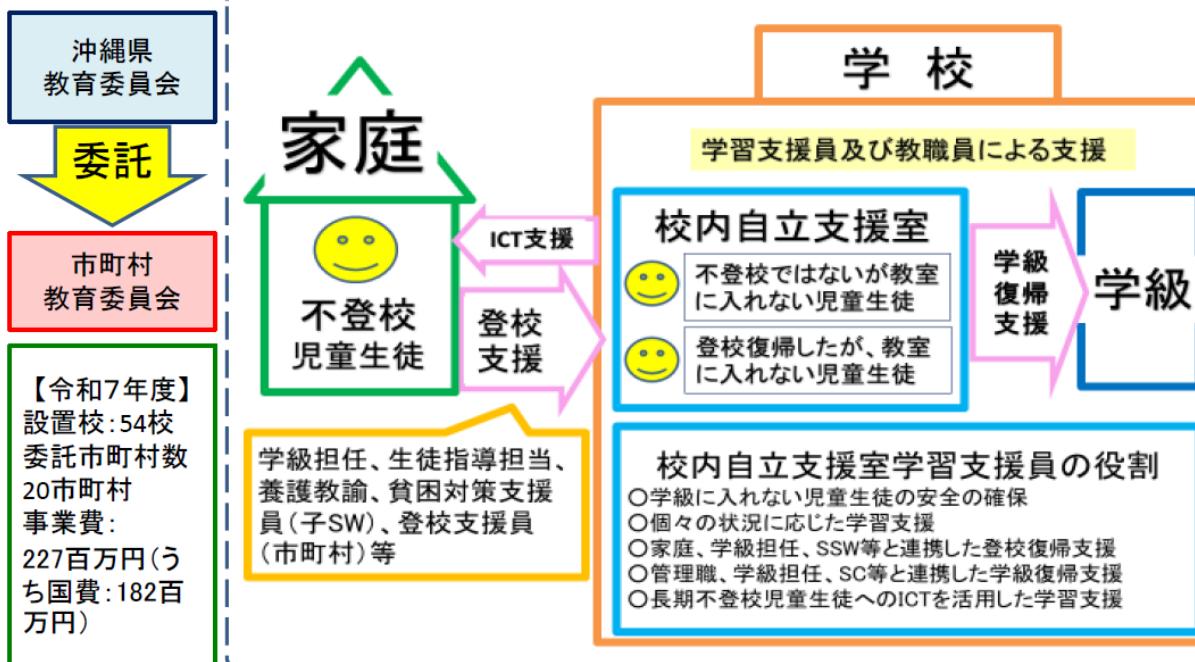
校内自立支援室事業について

義務教育課

*学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒に向けた支援

「校内自立支援室事業」

【事業目的】学校内にある教室等を活用し、当事業により配置する学習支援員及び教職員が、不登校児童生徒、及び登校できるが教室に入れない児童生徒等に対し、多様な学習の機会を確保し、児童生徒の社会的自立を促す。



1. 実績

| | 実施市町村 | 配置校 |
|-------|-------|-----|
| 令和4年度 | 15市町村 | 36校 |
| 令和5年度 | 15市町村 | 43校 |
| 令和6年度 | 17市町村 | 60校 |
| 令和7年度 | 20市町村 | 54校 |

2. 事業形態について

*本事業は、モデル事業の位置づけで、委託事業の形態をとることにより、委託終了後は市町村での独自事業化を検討していただくことを想定している。

令和7年度は7市町村19校が市町村の独自事業として実施。

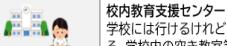
4 今後の方向性について(検討事項)

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充（検討事項）

不登校児童生徒の多様な学びの場

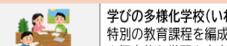
不登校児童生徒の多様な学びの場を整備するため、校内教育支援センター支援員の配置充実、学びの多様化学校における特別の教育課程に基づく学習、不登校児童生徒の欠席中の学習を成績評価の対象とするなどの取組を促進

○学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒



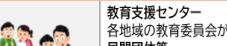
校内教育支援センター
学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ちさせてリラックスしたい時に利用できる。学校内の空き教室等を活用した部屋。

○家から出しができるが、在籍する学校に行くことができない児童生徒



学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）
※令和5年8月31日に不登校特例校から名称を変更。
特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校。通常の学校より授業時数を少なくしたり、体験活動や探究的な学習を充実させたりするなど、弾力的な教育課程の下、興味や関心に応じた柔軟な学びを行う。

○家から出しができるが、学校に行くことができない児童生徒



教育支援センター
各地域の教育委員会が開設しており、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行っている。
民間団体等
在籍校や教育委員会と連携しながら、学習や体験活動等に取り組む。

○家から出しができない児童生徒



オンラインの活用
在籍校や教育支援センター授業配信、オンラインカウンセリング等を自宅でうける。
アウトリチ支援
学校等とつながっていない不登校児童生徒に対し、NPO等との民間団体とも連携しつつ、教育支援センターが主体となり訪問支援を行う。

*多様な学びの場における支援には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を有する人材の活用が欠かせない。

配置拡充を検討していく

誰一人取り残さない学びの保障に向けた 不登校・いじめ対策等の推進

背景・課題

令和6年度調査結果において、不登校児童生徒数については増加率の低下等、一部傾向の変化がみられるものの、不登校児童生徒数、いじめの重大事態の発生件数がそれぞれ過去最多となるとともに、自殺対策基本法に学校の責務が明記されるなど、様々な困難を抱える児童生徒等に対する支援が喫緊の課題。

目標

「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）や「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月閣議決定）等に基づき、こども家庭庁等の関係機関と連携を図りながら、誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等を推進する。

文部科学省へ令和8年度予算額（案）の概要

こども
家庭庁

※主に教育委員会を通じた対応

専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等

9,971百万円（9,295百万円）【補助事業】

不登校児童生徒の学びの場の確保の推進



- 校内教育支援センター支援員の配置【拡充】
校内教育支援センターを拠点に、学習支援・相談支援を行う支援員を配置するための経費を補助（2,000校 → 4,000校）
- アウトリチ支援等による教育支援センターの機能強化
不登校支援の一環として、不登校児童生徒等へのアウトリチ支援の実施等に係る経費を補助（130人）
- 学びの多様化学校の設置促進【拡充】
(設置準備：11→20自治体、設置後運営：22→27自治体)

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実



- SC・SSWの基盤となる配置に加えて、課題に応じた重点配置
- 不登校支援の核となる教育支援センターへの配置充実
- スーパーバイザーの指導助言によるSC・SSWの支援の質の向上等

SNS等を活用した教育相談体制の整備推進

【令和7年度補正予算額 166百万円】

● 不登校児童生徒の保護者等への相談支援体制の強化

相談支援や学習会の実施、広報提供体制の整備など、不登校児童生徒の保護者等への支援体制を強化するため必要な経費を補助（200自治体）

令和8年度予算額（案）

100億円

（前年度予算額）

94億円



令和7年度補正予算額

3億円

いじめ対策・不登校支援等に関する調査研究

34百万円（34百万円）【委託事業】

いじめ・不登校等の未然防止等に向けた魅力ある 学校づくりに関する調査研究

● 医療及び学校現場の連携による自殺対策強化事業【新規】

自殺リスクを抱えた児童生徒への早期対応を図るため、医療機関等と連携したガイドライン等を作成の上、教職員向けに研修動画などを作成し、学校現場へ普及

● 経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒に対する経済的支援と学びの充実に関する実証研究

● 心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラムの普及促進

● スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究

【令和7年度補正予算額 138百万円】

● いじめ対応伴走支援チームのモデル構築推進事業

いじめの個別事案への対応や再発防止等への支援に加え、SNSによるいじめや保護者との連携等に対応するため、専門家からなる支援チームを教育委員会に設置（15自治体）

● 不登校対策等の効果的な活用の促進に向けた調査研究

- 誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策推進部
- いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議
- いじめ重大事態の情報共有



在校内教育支援センター支援員配置事業について

1. 事業内容

*公立小・中学校において、校内教育支援センターを拠点として、日常的に学習支援や相談支援を行う支援員を配置

2. 補助割合

*国、都道府県、市町村が必要経費の1/3ずつを負担

3. 校内教育支援センターについて

*校内自立支援室事業(モデル事業)
実施期間:R4～R13年度



*「校内教育支援センター支援員配置事業」等を活用し、各市町村において支援室を拡充

国庫補助事業



令和8年度予算額（案）
(前年度予算額)

9億円
4億円)

校内教育支援センター支援員の配置事業

現状・課題

- ・不登校児童生徒数は、小・中学校で約35万人にのぼり、過去最多の状況
- ・「経済財政運営と改革の基本方針2025」にて、「校内外教育支援センターの機能強化」を明記
- ・「第4期教育振興基本計画」及び「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」にて、「校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進」を明記
⇒ 在籍する学校には行けるが、自分の学級に入りづらい児童生徒のために、学校内の居場所を確保することにより、不登校を未然に防止するとともに、不登校児童生徒の在籍学校での学びを支援することが必要

事業内容

公立小・中学校において、**校内教育支援センターを拠点として、日常的に**、在籍学校での学びに向かいつある不登校児童生徒や不登校の兆候がみられる児童生徒に対し、**学習支援を行うとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等**の専門家と連携をしながら、**相談支援を行う**支援員（校内教育支援センター支援員）を配置し、校内教育支援センターの設置を促進

| 対象校数 | R7 : 2,000校 ⇒ R8 : 4,000校 (R7からの継続2,000校を含む) | |
|---|---|------|
| 実施主体 | 学校設置者（主に市区町村） | 対象経費 |
| 負担割合 | 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 ※都道府県又は指定都市が実施主体の場合は国1/3、都道府県・指定都市2/3 | 資格要件 |
| ※本事業の対象経費のうちには、新たに校内教育支援センターを設置するために必要な経費や、校内教育支援センター支援員の質向上に向けた研修の実施に係る経費も含む | | |

校内教育支援センター

学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせたりラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋のこと



公立小中学校の校内教育支援センター設置状況（R7.6現在）

設置校数 : 15,874校
※小学校 : 8,841校、中学校 : 7,033校
設置率 : 58.7%



校内教育支援センターを拠点として、日常的に、学習支援や相談支援を行う支援員を配置



在籍学校での学びに向かいつある不登校児童生徒や、不登校の兆候がみられる児童生徒が、学校内で安心して学習したり、相談支援を受けることが可能に

本事業による効果

在籍学校での学びに向かいつある不登校児童生徒や、不登校の兆候がみられる児童生徒が、学校内で安心して学習することや、相談支援を受けることが可能に ⇒ **不登校を未然に防止**するとともに、**不登校児童生徒の在籍学校での学びを支援**

○ 校内教育支援センターでの成果 (R6年度末時点)

| | 実人数 | 割合 |
|--------------------------|-------|-------|
| 通常学級への復帰 | 2,365 | 19.5% |
| 不登校や不登校傾向の状況が改善 | 5,877 | 48.6% |
| 学校内の居場所として機能し、欠席日数の増加を防止 | 2,614 | 21.6% |
| 上記のような効果が見られなかった | 1,251 | 10.3% |

- ・利用児童生徒中、**68.1%**の児童生徒が、**不登校・不登校傾向の状況改善**
- ・利用児童生徒中、**21.6%**の児童生徒にとって、**欠席日数の増加の防止**

※「校内教育支援センターの設置促進事業」を活用して、校内教育支援センターを設置した自治体を対象に、校内教育支援センターを利用した児童生徒（通常学級や教育支援センターを併用して利用した児童生徒を含む）について、利用を通して生じた変化を調査

放課後学び・安心事業について（検討事項）

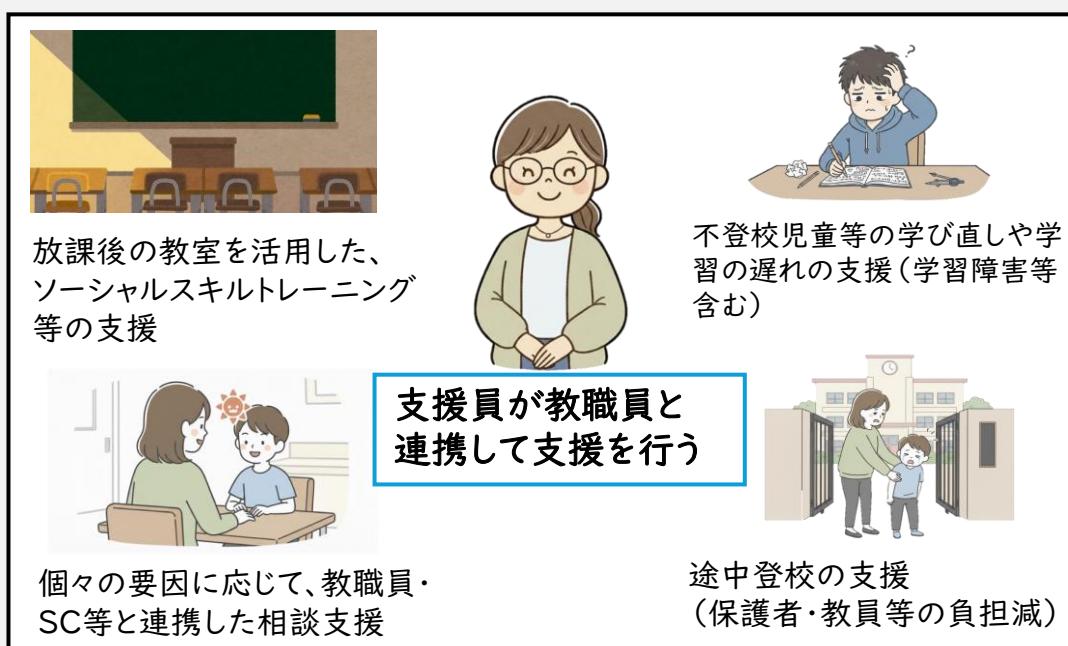
1. 目的

* 支援員が放課後の時間帯等に教職員と連携し、個々の不登校の要因に応じた支援を行う。

2. 支援対象

* 不登校による学び直しが必要な児童、集団生活への困難等により不登校の兆候が見られる児童。

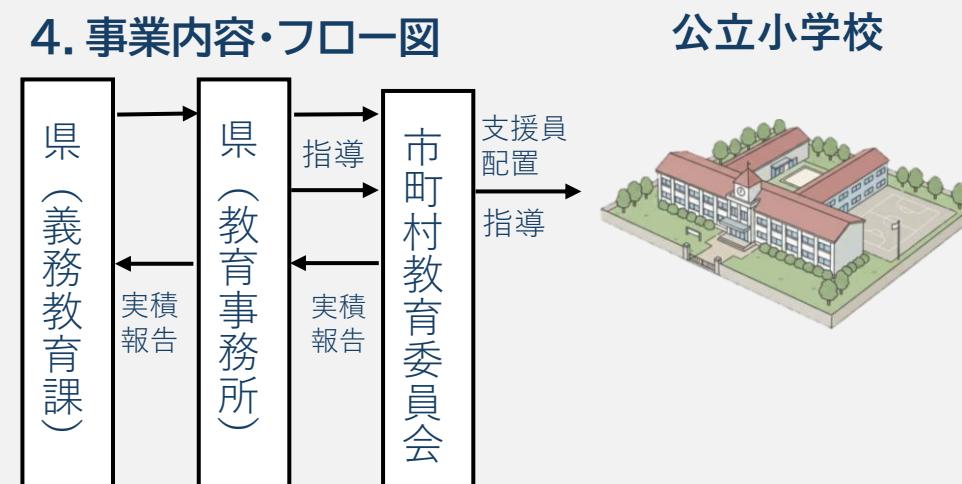
3. 支援内容(個々の不登校の要因に応じた支援)



3. 支援の効果等について（メリット）

- (1) 放課後の教室を活用することで、他の児童がいないことから、安心して学校に足を運ぶことができる。（集団の苦手さ等への対応）
- (2) 「個別の指導計画」を作成することにより、個に応じた学習支援等を行うことができる。
- (3) 学校において、配置された支援員と連携し、学習の不振等を要因とする、不登校の兆候の見られる児童に対する早期からの支援を行うことができる。

4. 事業内容・フロー図

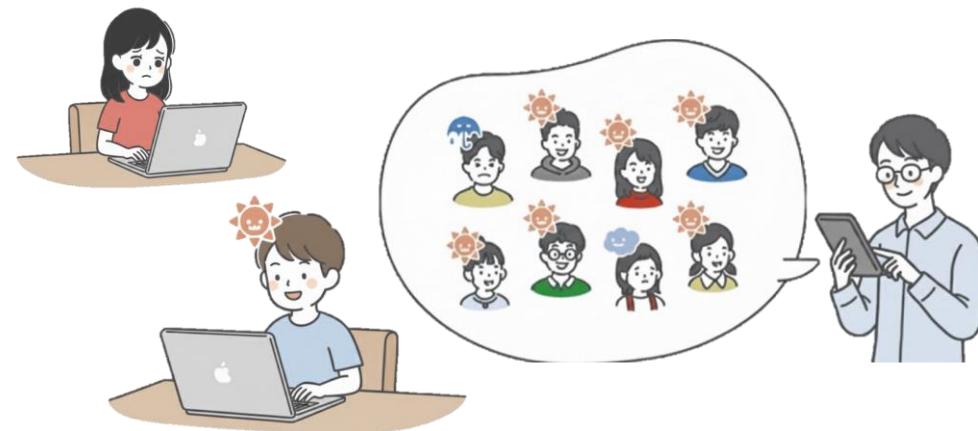


④一人一台端末を活用した心の健康観察について（検討事項）

1. 目的

*市町村において、一人一台端末を活用した、心や体調の変化の早期発見による支援の充実を推奨する。
(※次世代型公務支援システムとの連携など)

2. 支援内容(心や体調の変化の早期発見による支援の充実)



1人1台端末を活用した
心や体調の変化の早期発見を推進

3. 支援の効果等について(メリット)

- (1)ICTを活用し、心や体調の変化を早期発見することで、相談支援のきっかけづくりを増やすことができる。
- (2)児童生徒が自分の心や体に向き合うきっかけを作ることができる。
- (3)アプリによっては、MEXCBT等との連携が可能。

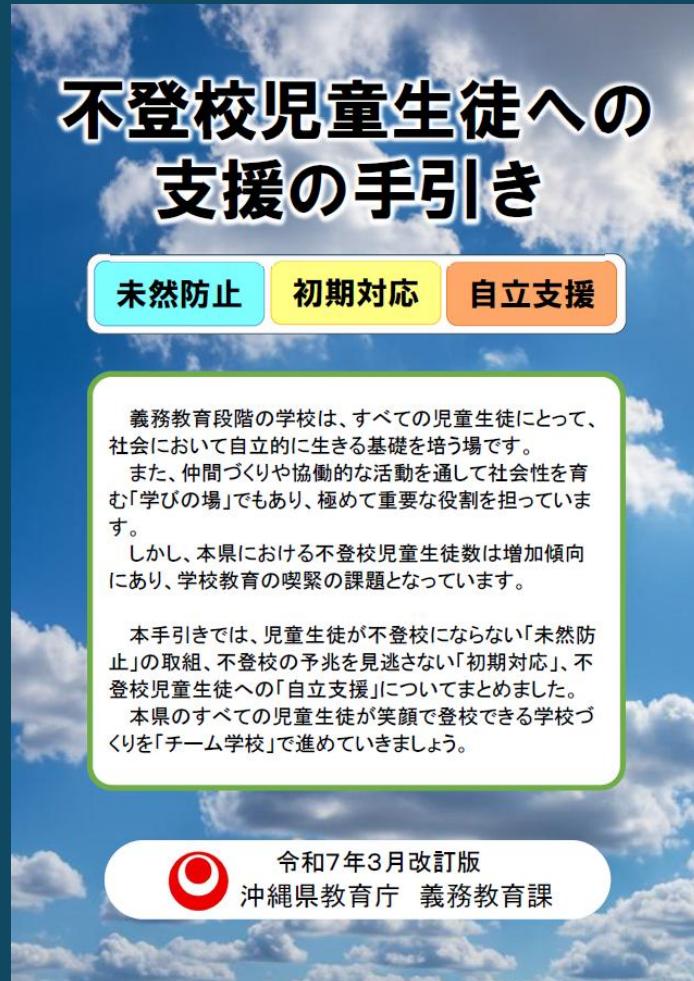
4. 懸念事項

- (1)各市町村においてアプリ等の導入に予算が必要。
- (2)次世代校務支援システムの導入時期が市町村によって異なる(10年で完結予定)。

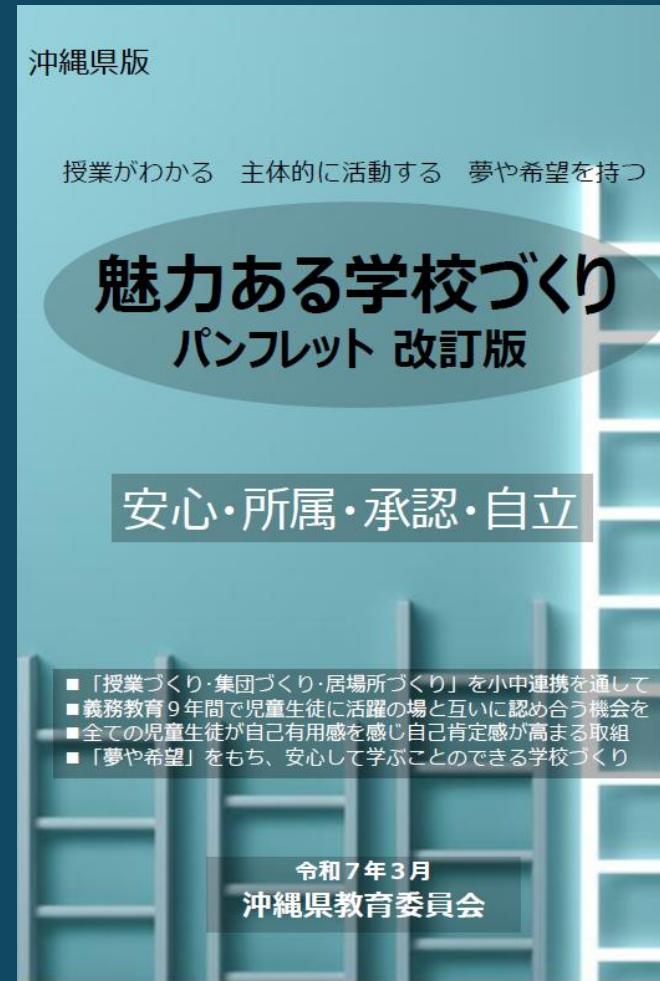
各市町村において、導入の検討をお願い致します。

県が発行する各種資料等

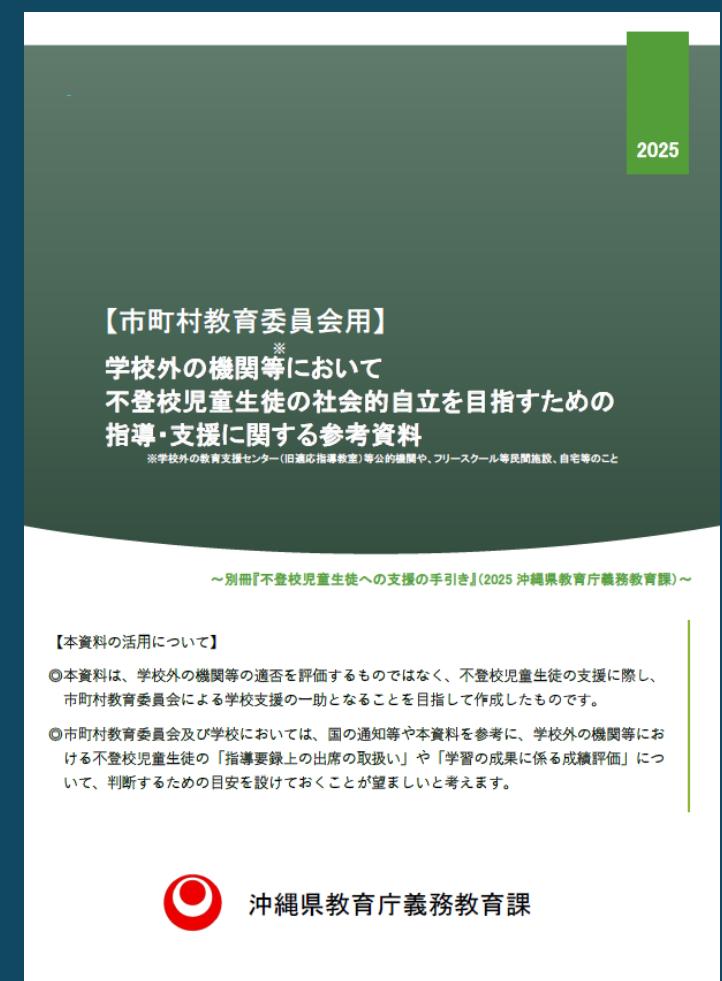
令和7年3月:義務教育課



不登校児童生徒への支援の手引き



魅力ある学校づくりパンフレット



学校外の機関等において不登校児童生徒の社会的自立を目指すための指導・支援に関する参考資料